

# 千葉県報

定例  
令和八年五月八日

## 海区漁業調整委員会指示

登録記号番号 第三十五号	設置者の名称及び住所 佐倉市 佐倉市海隣寺町九七番地	博物館の名称及び所在地 佐倉市立美術館 佐倉市新町二一〇番地	登録年月日 令和八年三月三十日
-----------------	----------------------------------	--------------------------------------	--------------------

### 主要目次

教育委員会告示	一
博物館登録原簿の登録(二件)	一
海区漁業調整委員会指示	一
千葉県海区漁業調整委員会指示第二百五十一号	一
公告	一
令和八年度毒物劇物取扱者試験の実施	二
土地改良区役員の退任	二
土地改良区役員の退任及び就任	二
特定調達公告	二
入札公告(三件)	二
落札者等の公告(四件)	三

## 教育委員会告示

### 千葉県教育委員会告示第十五号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。  
令和八年五月八日

登録記号番号 第十八号	設置者の名称及び住所 公益財団法人塚本美術館 館 千葉市中央区富士見二丁目三番一号塚本大千葉ビルディング	博物館の名称及び所在地 塚本美術館 佐倉市裏新町一番地四	登録年月日 令和八年三月三十日
----------------	---	------------------------------------	--------------------

### 千葉県教育委員会告示第十六号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第一項の規定により、次のとおり博物館の登録をした。  
令和八年五月八日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県海区漁業調整委員会指示第二百五十一号  
千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十條第一項の規定により、次のとおり指示する。  
令和八年五月八日

千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春人

- 採捕の制限  
千葉県海面においては、うみがめ(あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。)を採捕してはならない。ただし、二に掲げる者であつて、千葉県海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)がうみがめの採捕の承認(以下「承認」という。)を行ったものについては、この限りでない。
- 承認の対象  
承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - 試験研究の用に供しようとする者
  - 増殖の用に供しようとする者
  - その他委員会が特に認めた者
- 承認の条件  
委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。
  - 承認を受けた者は、採捕したうみがめ(標本及び剥製を含む。)を販売してはならない。
  - その他委員会が必要と認める事項
- 承認証の携帯  
承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。
- 承認の取消し  
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- 取扱要領  
この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。
- 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和八年六月一日から令和九年五月三十一日までとする。



令和8年5月8日

千葉県知事

熊谷 俊人

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年5月8日

千葉県教育委員会教育長

杉野 可愛

入札公告

別冊のとおり一般競争入札に付する。

令和8年5月8日

千葉県知事

熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月8日

千葉県知事

熊谷 俊人

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月8日

千葉県企業局長

横山 尚典

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月8日

千葉県がんセンター病院長

加藤 厚

落札者等の公告

別冊のとおり落札者等について公告する。

令和8年5月8日

千葉県総合救急災害医療センター病院長

宮田 昭宏

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

四八円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八